第17回入善町農業委員会議事録

平成24年12月3日午後1時30分から第17回入善町農業委員会がうるおい館のイベントホールで開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 14名

3番 泉 征幸 4番 長田 昭 小澤吉孝 1番 綿 利 秋 5番 6番 福澤滿夫 7番 寺崎敏明 8番 鍋嶋太郎 真岩確成 9番 10番 舟 見 友 憲 11番 窪野俊和 13番 松原二美榮 16番 米山義隆 17番 福島信子 18番 若島 せつ子

欠席委員 4名

2番中島茂樹 12番酒井良博 14番 髙見敏明 15番 佐藤一仁

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 主 幹 横 山 国 昭 入善町農業委員会 主 任 上 田 安 彦 入善町農業委員会 主 事 田 中 優 子 入善町農業委員会 主 事 小 林 和 輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第55号 農地法第4条の規定による意見進達について

日程第5 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について

議長(鍋嶋 太郎)

皆さん、お疲れ様です。入善町農業委員会は、通常、入善町役場の全員委員会室で開催されておりますが、本日は、入善町議会日程中で会議室が利用できないため、初めてですが、うるおい館にて開催することとなりました。

さて、先月の19日に、「人・農地プラン」の農地集積協力金とブロックローテーションによる転作の 関係について、農林水産省と、農協、県庁、農林振興センター、担い手の代表者等との意見交換会が開催されました。農林水産省側の説明は、制度の説明が中心で、私たちからの意見について、持ち帰り検討しますとのことでしたが、意見が制度に反映される見込みは少ないように感じました。意見交換会を踏まえ、近々、ブロックローテーションに関する運用通知を出すとのことでしたが、現在、まだ出されておりません。

意見交換会の中で特に問題となったのは、離農する前年度に戸別所得補償制度に加入している、という要件でした。入善町側からは、これまでずっとブロックローテーションで転作に協力しており、離農する前年度は、たまたま転作により戸別所得補償制度に加入していなかったとしても、それまで確実に

戸別所得補償制度に加入していたような場合、今回離農して預ける全ての田んぼの面積を、農地集積協力金の対象とするべきである、と要望しました。しかし、農林水産省側は、その戸別所得補償制度未加入というケースを対象とするのであれば、ブロックローテーションに取り組んでいる農家は、全て転作率を乗じた申請面積になるべきという説明を繰り返しておられました。農林水産省の平成25年度予算によると、来年度の農地集積協力金は、戸別所得補償制度に加入していなくても、自家野菜等を作付けしている場合等も対象になるようですが、そうなると、このように戸別所得補償制度加入要件について問題となっているのに、整合性がとれなくなるように思います。いずれにせよ、今は、農林水産省からの運用通知を待つことになります。

また、平成25年度予算では、新規就農のメニューが拡張されるようです。農業生産法人従業員の他業種への出向などにも「農の雇用」として予算がつくようで、法人経営者の人材育成方法が変わってくると思います。

長くなりましたが、今回は今年最後の農業委員会であり、農用地利用集積計画の案件も多数ありますので、慎重審議をよろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第17回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。17番福島委員と18番若島委員に決 定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番と2番は、同じ譲受人による申請なので、あわせて説明させていただきます。

申請番号1番、農地の所在地は、木根〇〇で、現況地目、公簿地目ともに田、面積は18m2です。

譲渡人は、入善町木根○○番地の○○さんで、譲受人は、入善町木根○○番地の○○さんです。

申請番号2番、農地の所在地は、木根〇〇で、現況地目、公簿地目ともに田、面積は257m2です。

譲渡人は、上市町若杉新○○番地の○○さんで、譲受人は、同じく入善町木根○○番地の○○さんです。

今回の申請に係る2筆は、同じ仲間田の一部です。この2筆以外の部分は、もともと譲受人が耕作しており、仲間田の全てについて、耕作者の権利関係を整理するために今回の申請となりました。

それでは、申請番号1番及び2番の許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つあります。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、通作時間は居住地から200mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、 当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50 a に達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は7,555㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、泉委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

泉委員

私が確認しました。現地も確認しましたが、仲間田の一部を耕作者が譲り受けるもので、以前から譲受人が耕作しており問題ないと考えます。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(意見、質問なし)

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第55号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第 55 号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請地は入善町小摺戸○○、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は 866 ㎡です。申請者は入善町小摺戸○○番地の○○さんで、転用目的は「農家住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんは、現在居住している農家住宅が老朽化したため、建て替えを検討していますが、 現在の住宅は、町道から奥に入った場所にあり、冬期間は町道までの長い距離の除雪をしなければならず、大変不便なため、町道に面した場所での建て替えを計画したことから、今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が農家住宅敷地であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請者が所有する土地で、公道に面した場所は申請地以外には適当な土地がなく、また、既存の宅地は、住宅を取り壊した後は田に復旧する計画であることから、農地の代替性についても申請地は適当であると考えます。

申請地は平成24年10月18日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件になります。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松原委員

現地の確認等は私が行いました。住宅を新築するので、この機会に町道に面したところに建設したい とのことで、特に問題はありません。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

これまで住んでいた宅地は、どうするのでしょうか。

事務局

農地に復旧し、水田として利用する計画です。

議長(鍋嶋 太郎)

農振除外の申請の時にもそのような説明がありました。農地に復旧した後は、農業振興地域整備計画の農用地区域に編入するのでしょうか。

事務局

まだ編入申請まではされていませんが、農地に戻した後に、申請していただきたいと思います。

小澤委員

そう言えば、横山地区や神子沢地区でも農地に戻すという申請がありました。神子沢地区の案件は、畑にするという計画でしたが、現在、まだ農地に戻っていません。

議長(鍋嶋 太郎)

宅地のまま建物が建っていると、固定資産税はどうなるのでしょうか。

事務局

土地は宅地として課税され、取り壊されていないと、家屋にも固定資産税が引き続き課税されます。

議長(鍋嶋 太郎)

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第55号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第56号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から 朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第56号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成24年12月3日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規12件、更新74件、合計86件の申請があります。今回は件数が多いので、地区ごとに集計を報告させていただきます。

まずは新規の利用権設定です。 入善地区は5件、21筆、47,411㎡。 上原地区は1件、1筆、904㎡。 青木地区はありません。 飯野地区は2件、6筆、8,647㎡。 小摺戸地区は1件、1筆、2,638㎡。 新屋地区は2件、10筆、21,587㎡。

椚山地区はありません。

横山地区は1件、1筆、580㎡。 舟見地区、野中地区はありません。 以上、新規の合計は、12件、40筆、81,767㎡です。

続いて更新です。

入善地区は8件、24筆、49,344.24㎡。

上原地区は28件、173筆、242,362㎡。

青木地区は3件、4筆、8,237㎡。

飯野地区は5件、7筆、9,929㎡。

小摺戸地区は4件、10筆、15,250㎡。

新屋地区は13件、52筆、103,532㎡。

椚山地区は3件、4筆、8,695㎡。

横山地区は5件、7筆、10,037㎡。

舟見地区は3件、4筆、5,750㎡。

野中地区は2件、8筆、18,939㎡。

以上、更新の合計は、74件、293筆、472,075.24㎡です。

新規と更新合わせて合計86件、333筆、553,842.24㎡の申請です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用 地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合してい ると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、86件の申請です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

農事組合法人に対する利用権設定が多いですが、組合によっては、農業委員会で参考として示している農地標準賃借料とだいぶ差があり、標準賃借料の「上」よりはるかに高い、18,000円というところもありますね。

綿委員

地元集落から離れた地区の田んぼまで耕作しに行っている担い手農家が増えているようですが、農地の利用集積が進んでいるということでしょうね。

議長(鍋嶋 太郎)

農事組合法人○○の賃借料は一律のようですが、組合員とそうでない人の賃借料に差をつけている集 落営農組合もありましたね。

事務局

○○地区の農事組合法人○○や○○などは、組合員とそうでない人の賃借料を別々に設定しています。

議長(鍋嶋 太郎)

新規の利用権設定で、農事組合法人○○や、農事組合法人○○、農事組合法人○○の案件は、申請面

積が大きいですが、「人・農地プラン」の農地集積協力金の対象にならなくてもよいのでしょうか。集 落営農組合は、従前から農地を組合に預け組合員となっている人との不公平感を生まないように、あえ て、円滑化団体である入善町農業公社を通さないで利用権設定していると聞いていますが。

事務局

今回の案件については、面積が大きいので、事務局の方でも申請者に確認してみました。今回の新規の利用権設定については全て、以前から口頭契約により耕作を委託していた田んぼについて、利用権設定の申請をしたものです。利用権設定して正式に離農する前年に自作していた実績がなく、戸別所得補償制度加入の要件も満たしていませんので、農地集積協力金の対象にはなりません。

また、更新の利用権設定についても、ほとんどが、期間満了による同じ経営体への利用権の再設定で、預けかえ等、新たな農地の集積に協力するものではありませんので、農地集積協力金の対象ではありません。

議長(鍋嶋 太郎)

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第56号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしましたが、その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

事務局よりお知らせいたします。

今年も全国農業新聞のカレンダーと農業委員手帳をお配りしますので、よろしくお願いします。

また、先月何度もご協力をお願いしていた全国農業新聞の普及拡大については、最終的に新たな購読に繋がったのは、2件となりましたのでご報告させていただきます。皆さまのご協力、ありがとうございました。

議長(鍋嶋 太郎)

では、他にご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

他にご意見がないようですので、これをもちまして第17回入善町農業委員会を閉会いたします。 次回は、平成25年1月15日 火曜日、午後3時から行います。

(閉会 午後1時50分)